

# 仕 様 書

## 1 事業名

せとうちコンテンツプラットフォーム及びSNSを活用した海外向け情報発信事業

## 2 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち地域」という。）を活動エリアとしており、せとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

機構のメインターゲットは欧米豪5か国（英・仏・独・米・豪の5か国。以下、「ターゲット市場」という。）の高付加価値旅行者層※1であり、ターゲット市場に対してせとうち地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを進め、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

本事業では、オウンドメディア※2及びSNSを活用し、ターゲット市場へせとうち地域の魅力に関する質の高い情報を発信することで、「せとうち」への認知度・関心の向上、旅行意欲を喚起させ、ひいては、せとうち地域における観光消費額の増大へ繋げていくことを目的とする。

※1 セグメントはEducated Traveler層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）及び Special Interest Traveler層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）を想定する。

※2 活用するメディアは令和4年度にローンチした「せとうちコンテンツプラットフォーム（以下「PF」という。）」とする。

【URL】 <https://www.setouchi.travel/en/>

## 3 実施期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）までの期間とする。

## 4 履行場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

## 5 業務内容

### (1) 発信する内容の選定及び取材

魅力的な情報発信のために、ターゲット市場及びセグメントに訴求することを念頭に策定し、それを作成するにあたって必要な情報を収集する為の取材を実施すること。なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

①機構のターゲット市場及びセグメントのニーズやインサイトを意識した提案内容とすること。

②記事内容については、PF内における6つのカテゴリー（「Adventure & Experience」、「Art & Culture」、「History」、「Sea & Nature」、「Food & Drink」、「Relaxing Stay」以下、「カテゴリー」という。）に格納することを企図して、取材及び記事内容に向けた提案をすること。

③記事の内容はターゲット市場及びセグメントへの訴求力のあるせとうちの各地域・集落・スポットなどが持つストーリーに関して取り上げ、カテゴリー単位で魅力を紹介す

ること。なお、最終的な内容については機構と協議の上、決定する。

- ④作成する記事については、せとうち地域の各県を1回以上取り上げるとともに、地域の偏りが極端にならないように配慮すること。
- ⑤取材で得た情報については、後述の5-(2)の「新規記事の制作」及び5-(3)の「SNSの運用」のコンテンツ作成にて使用すること。
- ⑥取材計画全体を通じて、せとうち地域の各県に少なくとも1回は訪れるようにすること。具体的な計画イメージは提案による。なお、最終的な計画については機構と協議の上、決定する。
- ⑦ターゲット市場の言語が母語である、もしくはその言語に精通しているライターを起用すること。当該ライターは、せとうち地域に在住経験がある、あるいは旅行経験等が豊富であるなど、せとうち地域について一定の知識理解が深いネイティブ人材が望ましい。
- ⑧取材・制作に発生するアポイントメントや掲載許諾などは、全て受託事業者の責任において実施すること。また、関係先とのミスコミュニケーションや手配に関する齟齬が生じないように準備するとともに取材実施においても円滑に進行できるよう体制、対応を整えること。
- ⑨取材の円滑な実施のため、機構職員1名を随行させる費用を計上すること。具体的な手配については、機構と協議するものとする。
- ⑩取材・制作に伴う交通費や宿泊費、施設利用料、通信費、パソコン・カメラなど手配に係る経費は、全て当初契約金額に含むこと。

## (2) 新規記事の制作

取材で得られた情報を基に、PFの多言語ページ（英語、仏語、独語）において、新規で記事を制作する。なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ①原則として現地取材で得た情報を基に制作すること。
- ②SEOの観点や海外のトレンドを意識し、良い検索順位・表示に繋がると期待できる内容とすること。
- ③作成した記事は、多言語ページにおけるそれぞれの言語へ格納すること。
- ④自然な文章表現となるよう留意し、各言語を母語とするスタッフを参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整備すること。
- ⑤PF内の回遊性向上、ユーザビリティ及びエンゲージメントの向上のため、記事において適切な内部・外部リンクを挿入すること。
- ⑥作成する記事の文章は、読者により読まれやすい内容・文章量を検討し提案すること。
- ⑦記事の校正について、表現を引用・参照した場合はその引用元や参照元を明示するとともに、日本語訳をつけて機構側へ提出すること。なお校正内容に関しては原則、受託事業者の責任とする。
- ⑧作成した記事は機構が使用しているCMS（Contentful）に格納すること。

## (3) SNSの運用

せとうち地域に関する情報発信手段として、機構が所有する公式SNSアカウント（Instagram及びFacebook）を運用すること。なお、運用にあたっては以下の点に留意すること。

- ①運用する機構の公式SNSは以下の通り。  
Instagram（<https://www.instagram.com/setouchi.trip/>）  
Facebook（<https://www.facebook.com/SetouchiDMO/>）
- ②投稿については、せとうち地域の7県で撮影された動画及び写真と、英語の文章により

構成されるフィード・リール投稿とすること。

- ③投稿内容については、ターゲット市場の特性を踏まえた上で、せとうち地域への来訪意欲を高めるものとし、機構との協議の上、決定すること。
- ④投稿内容の作成においては、現地取材で得た情報を基に作成されたコンテンツを重視する。
- ⑤投稿内容及び作成手法については、せとうち地域の各県が網羅的に発信するよう計画し、機構との協議の上、決定すること。
- ⑥英語を母語とするスタッフを参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整備すること。
- ⑦各 SNS にて同じ題材の投稿を実施する場合、リンク共有の可否などそれぞれの仕様・特徴に沿って、異なる文章や写真を掲載するなど最も効果的な配信方法を追求・検討すること。
- ⑧各 SNS におけるコメント、ダイレクトメッセージ対応について、問い合わせや否定的な内容等に関しては、対応案を機構と協議の上、回答すること。
- ⑨各 SNS アカウントにおける総リーチ数、エンゲージメント、フォロワー数等の計測を実施し、定期的に機構へ報告すること。

#### (4) 広告配信の実施

PF及びSNSへの流入促進を図るため、広告の配信を行う。なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

- ①後述する成果指標（アウトカム）を達成するための効果的な配信効果に繋がるような配信媒体などを提案すること。
- ②広告配信の対象は機構のターゲット市場及びセグメントとし、偏りがないよう網羅的に広告すること。
- ③広告を実施したコンテンツのエンゲージメントが極端に低下することにならないよう、広告配信先を検討すること。
- ④広告配信後、広告クリック率などの効果・実績を計測し、定期的に機構に報告すること。

#### (5) SEO 対策の実施

より良好な検索順位・表示等に繋がるようなSEO対策を実施し、ツール等を活用して分析を行うとともに、その結果及びフィードバックを機構へ報告すること。具体的なSEO対策及び分析方法は提案による。

## 6 その他留意事項

### (1) 分析・定期報告

サイトのエンゲージメント向上のため、Google Analyticsなどのアプリケーションを活用しながら、情報の分析・把握できる体制を整備し、定期的に分析情報を報告・共有すること。なお、分析項目・報告時期などは機構と協議の上、最終的に決定する。

### (2) 動作確認

- ①成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ②動作確認等に必要な機器は請負事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。

### (3) サポート体制の整備

契約期間中において、WEBコンテンツの運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(4) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

(5) ユーザビリティ・アクセシビリティ対応について

ユーザビリティ・アクセシビリティを考慮すること。

**7 活動指標（アウトプット）、成果指標（アウトカム）**

(1) 活動指標（アウトプット）

①新規掲載記事の本数：3言語で各13本以上※3

※3 セとうち地域（7県）とカテゴリー（6つ）を基にした記事本数のイメージ。  
具体的な本数は提案による。

②広告表示回数：すべての広告で合計80万回以上

③SNS投稿：Instagram・Facebookごとに70回以上※4

※4 回数・作成手法は提案による。

(2) 成果指標（アウトカム）

①PF多言語ページのPV数：前年度実績比+20%※5

②Instagramフォロワー数：前年度末比800人増以上※6

※5 昨年度実績は「令和6年4月1日～令和7年2月28日」のPV数とし、今年度の同時期に当たる「令和7年4月1日～令和8年2月28日」のPV数を、昨年度実績より20%以上増加させることを指す。

※6 前年度末とは「令和7年3月31日時点」を指す。

**8 執行体制**

上記業務が滞りなく着実に実施できる体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

**9 概算予算額**

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

**10 物品の所有権**

受託事業者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い、残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

**11 第三者委託の禁止**

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

**12 作成物に関する権利の帰属**

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。

(2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有す

るものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (4) 上記(1)～(3)の規定は、「11 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

### 13 最終報告書の提出

- (1) 報告内容

「5 業務内容」の成果物をまとめたもの(A4判)1部、及び電子データ

- (2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

- (3) 提出期限

令和8年3月13日(金)

なお、最終報告書については提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

- (4) 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

### 14 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。

なお、支払時期は令和8年4月下旬を見込んでいる。

### 15 その他

- (1) 上記以外の事項に関して、事業の目的を達成するために受託事業者側が必要と考える提案があれば、積極的に提案を行うこと。

- (2) 機構と十分協議しながら業務を進めること。目安として、月1回程度は進捗状況の報告等のため機構側と協議すること。

- (3) 業務の実施にあたっては各国の法律・慣習などを確認のうえ、適正に履行すること。

- (4) 業務の実施にあたって知り得た秘密を他者に漏らさないこと。

- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。

- (6) 受託事業者が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

- (7) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報(受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。